

ID: 217

担当部署: 上下水道課

| | | | |
|--|----------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 指定の停止 | | |
| 例規名 根拠条項 | 聖籠町指定給水装置工事事業者規程 第9条 | | |
| 例規番号 | 平成10年 水道管理規程第3号 | | |
| <p>【根拠条文】 (指定の停止) 第九条 前条第一項各号に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、六月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 平成 22 年 4 月 1 日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |